

3 多文化が息づくまち・京都 ～外国籍市民が暮らしやすく、 活躍できるまちづくりの推進～

(1) コミュニケーション支援

ア 情報提供・相談事業の充実

近年、新たに市内に定住する外国人の増加に伴い、日本語の能力を十分有していない人が増えており、日常生活に問題や不安を抱える人もいます。

来日直後で日本語の能力が十分でない外国籍市民でも、安心・安全に暮らせるまちを実現するためには、多言語による情報提供や相談事業を一層充実させていくことが必要です。

【推進項目】

新規転入者に対する情報提供の充実

京都市に転入して間もない外国籍市民が、必要な情報を得られるよう、転入時のオリエンテーションの実施や、転入後に利用することが多い区役所や入国管理局等と連携した情報提供など、新規転入者に対する情報提供を充実させます。

相談事業の充実

外国籍市民の困りごとをより確実、迅速に解決できるよう、外国籍市民の相談に一元的に応じられ、その解決の手助けも行う窓口の設置を検討します。また、これまでから行っている法律相談や出入国管理相談をはじめとする専門的な相談・対応体制についても、新たに市内に定住する外国人の増加に伴い相談内容の多様化・高度化が見込まれることを踏まえ、一層の充実を図ります。

また、本市の既存施設の活用を図りながら、民間団体との連携による市内の各地域で相談できる機会の拡充や、電話相談の充実など、より便利な相談機会の提供について検討します。

行政情報・生活情報の多言語化、情報提供方法の多様化の推進

日本語の能力が十分でない外国籍市民でも、必要な情報を自身で入手できるよう、これまでから取り組んできた行政情報や生活情報の多言語化や、分かりやすい日本語での説明を一層推進します。

また、必要な情報が外国籍市民により伝わりやすくなるよう、多様なメディアの活用や、公共機関や市民団体との連携など、より効果的な情報提供を行います。

イ 日本語及び日本社会に関する学習の支援

外国籍市民が、日本においてより円滑に生活を行うためには、日本語でコミュニケーションを図る能力を身に付けることに加え、日本の生活習慣、制度、手続き及び地域社会のあり方等についても理解を深めることが重要です。

外国籍市民がこうした学習を円滑に進めるためには、日本語教室の開講や義務教育を修了できなかった方の学びの場の確保など、環境の整備や情報提供の充実が必要です。

【推進項目】

日本語及び日本社会に関する学習環境の整備

外国籍市民が市内の幅広い地域で、容易に日本語を学べるよう、民間団体やボランティアに対する支援を拡充するとともに、義務教育を修了できなかった方の学びの場を確保することにより、多様な学習機会の提供を図ります。

また、転入時のオリエンテーションのほか、日本語教室の実施者が授業で活用できるような日本の生活習慣、制度や、手続きに関する情報や資料を提供することによって、外国籍市民が日本社会に関して学習する機会の拡充を図ります。

日本語学習等に関する情報提供の充実

外国籍市民が、日本語等を学習できる場所や学習する方法についての情報をスムーズに入手できるよう、公立又は民間の日本語教室と連携して効果的な情報提供を行います。

(2) 生活支援

ア 教育・子育て支援の充実

京都市立学校外国人教育方針*の策定から15年が経過し、新たに市内に定住する外国人の増加や日本人との国際結婚により生まれた子どもの増加など、市内の外国籍児童・生徒の置かれる状況にも変化が見られ、そうした変化に応じた教育のあり方についての検討が必要となっています。とくに、日本語指導が必要な児童・生徒が増えているため、日本語指導と学力向上の支援を一層充実させる必要があります。

また、児童・生徒だけでなく、その保護者についても、言葉や文化の相違から、教育や子育てに関して困難に直面する人がいるため、そうした方々への子育てや就学情報の提供をはじめとする支援についても検討する必要があります。

一方、民族的、文化的アイデンティティの確立や文化の継承を図るため、外国籍市民等が自分の子どもたちに自らの文化や言語を学ばせたいとするニーズは強く、そうした保護者や、民族学校をはじめとする外国人学校や民間団体等が行う教育に対して、各種学校を所管する京都府や関係団体、NPO等と連携し、支援等を行っていく必要があります。

【推進項目】

外国籍等の児童・生徒に対する教育のあり方の検討

日本国籍取得者を含む外国籍等の児童・生徒の課題に的確に対応するため、京都市立学校外国人教育方針の改訂又は補足を検討します。また、検討に先立ち、外国籍等の児童・生徒の現状や課題を正確に把握します。

*京都市立学校外国人教育方針：平成4年（1992年）に、「すべての児童・生徒に、民族や国籍の違いを認め、相互の主体性を尊重し、共に生きる国際協調の精神を養う」ことなどを目標として掲げ、その実現に向けた取組内容や推進体制などを定めた「京都市立学校外国人教育方針―主として在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくす教育の推進について―」を策定した。

日本語指導と学力向上支援の充実

日本語教室の開講や、日本語指導ボランティアの派遣など、日本語の能力が十分でない外国人児童・生徒が日本語をより学びやすい環境整備を促進するとともに、母語を活用した教育支援を研究・検討します。

また、日本語の能力が十分でないことにより、学力の習得が困難な場合があるため、JSL（Japanese as a Second Language: 第二言語としての日本語）カリキュラム*の活用や補習などによって、学力向上を支援します。

自国の文化や言語を学ぶ教育に対する支援

母国の文化や言語を習得させるため民族学校に子弟を通わせている家庭や、外国語による教育を受けさせるためインターナショナルスクールに子弟を通わせている家庭もあるため、こうした外国人学校に対して、所管する京都府や関係団体、NPO等と連携しながら、財政面をはじめとした支援の充実を行うことを検討します。

また、市立学校に在籍する児童生徒が、関心のある国の文化や言語を学ぶ機会の拡大について検討を進めます。

さらに、外国籍市民等の家庭において、それぞれの国の文化や言語を継承する教育が円滑に進むよう、保護者に対する情報提供の充実を図ります。

保護者に対する情報提供の充実

教育や子育てに関する情報が保護者に的確に届くよう、就学案内をはじめ教育や子育てに関する多言語による情報提供を充実させるとともに、就学状況の把握に努めます。

また、日本語の能力が十分でない保護者と学校や子育て支援施設とのコミュニケーションが円滑に行われるよう、言葉のサポートを充実させます。特に日本語の能力が十分でない保護者や児童・生徒が転校してきた場合に、円滑な受入れが行われるよう、通訳ボランティアの派遣や「帰国・外国人児童生徒受入れの手引き」の周知・活用など、受入環境の整備を推進します。

教育・子育て支援に関する体制及び研修の充実

学校や子育て支援施設などで、外国籍等の児童・生徒やその保護者に対する支援が十分に行われるよう、多文化共生を支援する公共機関や市民団体との連携を図るとともに、各学校等における体制についても充実させます。

また、教育関係者や子育て支援に関わる関係者が、外国籍等の子どもや保護者に関してより理解を深めることができるよう、言語や文化などについて学べる研修を充実させるとともに、情報提供の充実や地域の人材の積極的な活用などによって、教育・子育て関係者が学びやすい環境整備を行います。

* JSL（Japanese as a Second Language: 第二言語としての日本語）カリキュラム：JSLカリキュラムは、日本語を母語としない子どもたちの学習支援のためのカリキュラムである。日本語の力が不十分なため、学習活動に支障が生じている子どもたちに対して、学習活動に参加するための力の育成を図る。

イ 福祉・保健・医療の充実

京都市の外国人登録者の約3分の2を占める在日韓国・朝鮮人の方々の高齢化が進んでいます。また、外国籍市民の中にも障害を抱える人がおり、言葉の問題や習慣の違いなどから、必要なサービスを受けることが困難な場合があります。こうした高齢者や障害のある人が、日本人と同様に安心して福祉施策や介護サービスを利用できるよう、文化や言語の相違に配慮した支援を行うことが必要です。

また、無年金の問題については市独自の給付金*を支給していますが、本来的には国において解決すべき問題であるため、引き続き国に対する働きかけを行っていく必要があります。

一方、保健・医療サービスについては、日常生活上不可欠なものであり、言葉に不自由な外国籍市民も安心して利用できるよう支援する必要があります。

【推進項目】

高齢者や障害のある外国籍市民に対する福祉の充実

高齢者や障害のある外国籍市民が円滑に福祉サービスを利用できるよう、高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業*の実施をはじめ、外国人を支援する民間団体に対し、必要な支援を行います。

また、高齢者施設、障害者施設で働く人をはじめとする福祉関係者の多文化理解を促進するため、研修・啓発を行います。

* 高齢者や障害のある外国籍市民に対する市独自の給付金

- ・ 高齢外国籍市民福祉給付金：昭和61年(1986年)4月1日の基礎年金発足時に既に60歳に到達していたことにより、国民年金を受給していない外国籍市民に対して、国が制度化を図るまでの過渡的な措置として、福祉給付金を支給している。(月額17,000円)
- ・ 外国籍市民重度障害者特別給付金：国民年金制度の改正が行われた昭和57年(1982年)1月1日前に20歳に到達していた等の理由により、障害基礎年金を受給していない重度の障害を有する外国籍市民に対して、その福祉の向上を図ることを目的として、特別給付金を支給している。(月額41,300円)

* 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業：高齢又は障害のある外国籍市民が、必要な福祉サービスを利用することができるよう、外国語によるコミュニケーションが可能な者等が訪問相談や福祉サービスの利用支援等を行う団体に対して助成を行う事業

無年金者に対する支援

昭和57年(1982年)まで国民年金制度に国籍要件が付されていたことによって、老齢福祉年金及び障害基礎年金が支給されていない外国籍市民への年金支給については、引き続き、他都市とも連携を図りながら国への要望を継続します。

また、高齢者や障害のある外国籍市民に対する市独自の給付金については、国により必要な対策が行われるまでの間、引き続き支給するとともに、制度の一層の周知を図ります。

医療情報の積極的な提供

外国語が通じる医療機関については、引き続き医師会との連携を図りながら、情報の把握と提供に努めます。

また、日本語の能力が十分でない外国籍市民が来院した場合でも対応できるよう、多言語による問診票を作成・配布することをはじめ、外国籍市民が受診しやすい環境整備に努めます。

医療通訳派遣事業の充実

医療通訳派遣事業*については、病院だけでなく、各種検診を行っている保健所をはじめ医療に関わる公的機関への派遣を行うことにより、事業の拡大を検討します。

また、利用者のニーズに応じて、通訳言語の追加や医療通訳派遣先病院の増加に努めるなど、外国籍市民がより使いやすい事業になるよう見直しを検討します。

*医療通訳派遣事業...外国籍市民が安心して医療サービスを受け、京都で健康に暮らせるよう、京都市立病院(中京区)、医仁会武田総合病院(伏見区)、康生会武田病院(下京区)、京都桂病院(西京区)を対象に、英語、中国語、韓国・朝鮮語による医療通訳の派遣を実施している。

ウ 防災対策の充実

日本語の能力が十分でない外国籍市民は、災害発生時に特別な支援が必要となる「災害時要配慮者」であり、災害時にこうした外国籍市民を支援できる体制の整備が必要です。

また、そうした外国籍市民が災害の際、的確な行動を取れるよう、常日頃から防災に関する知識を提供することが重要です。

【推進項目】

防災に係る情報提供の充実

防災に係る情報が外国籍市民に確実に届くよう、多言語による防災関係の資料を新規転入時に手渡すことや、FM放送*をはじめとした多様なメディアを活用することなどによって、防災に係る情報提供を充実させます。

外国籍市民が防災に関する知識を身につけるとともに、地域との結びつきを深めることができるよう、各地域で行われる防災訓練に外国籍市民が参加する具体的な方策を検討します。

災害時の支援体制の強化

災害時に必要な支援が行えるよう、災害ボランティアの仕組みを整備するとともに、公的機関や民間団体とのネットワークを構築するなど、災害時の支援体制を強化します。

大規模災害時には、被災地以外の地域からの通訳ボランティアが必要になることから、京都市の枠を超えた広域の応援体制を構築します。

*「FM CO.CO.LO.」:平成7年(1995年)に開設した外国語ラジオ放送局(76.5MHz)。京都市は、在住外国人及び短期滞在外国人を対象に生活情報、イベント情報等を提供しており、災害時における多言語の緊急放送を実施する契約を締結している。

エ 留学生や就学生等に対する支援の充実

留学生や研究者は、将来それぞれの国と京都をつなぐ架け橋となる人々であり、市民レベルの友好親善・国際交流に大きく貢献する重要な存在です。

このため、本プランにおいて、留学生の倍増（4,500人 1万人）を目指すこととしており、その実現のためには、大学コンソーシアム京都や各大学の特色・魅力を海外へ積極的にPRするとともに、留学生や研究者本人とその家族の生活に配慮した受入れ環境の整備や支援の充実を図ることが必要です。

また、京都には大学進学などを目的に日本語を学ぶ就学生等*が多く暮らしていますが、こうした方々は、留学生が利用できる生活面や財政面での支援を受けることができない場合が多く、留学生以上に生活に不自由を抱えている場合があるため、就学生等に対しても支援を行っていくことが必要です。

留学生や就学生等は、日本の学生や市民との交流や、母国の文化の紹介などに対する意欲を持っています。また、留学生や就学生等との交流は市民にとっても外国の文化に触れる貴重な機会になるため、交流の機会や、留学生・就学生等が知識と能力を發揮できる機会を提供していくことが重要です。

【推進項目】

生活支援の充実

京都で学ぶ留学生や研究者が心おきなく勉学や研究に取り組めるよう、大学や関係団体と連携して、留学生や研究者とその家族の生活を総合的に支援できる体制を構築し、留学生等が利用できるサービスについての情報提供や生活支援の充実を図ります。

留学生や研究者の住宅確保を円滑にするため、向島学生センターによる住宅の提供や、京都地域留学生住宅保証機構*による住宅の機関保証、多言語による住宅情報の提供を継続するとともに、改良住宅空き住戸の活用や留学生住居の設置を予定している大学に対する市有地の有償提供などにより、行政・大学等が提供する市内の留学生向け住戸2,000戸の実現を目指す「留学生住居整備支援プロジェクト」を創設します。



外国人による日本語弁論大会

就学生等に対する支援の充実

就学生等がより円滑な生活を営むことができるよう、留学生が利用できるサービスの対象を就学生等に拡大することについて検討します。また、就学生等に対する支援の在り方を検討するにあたっては、日本語学校との連携を深めます。

市民との交流機会の提供

留学生や就学生等と、日本人学生をはじめとする市民との交流を促進するため、「京都留学生音楽祭」や「京都国際学生祭典」などのイベントの開催支援やイベント情報の周知等、交流の機会を増やす取組を行うとともに、市内の各地域で留学生と市民が交流できる方策について検討します。

留学生や就学生等と市民との交流を深めるため、ホストファミリー(里親)事業の充実によって、日本の家庭生活を経験する機会をより積極的に提供します。

また、留学生寮が行う市民交流を促進する事業に対して、引き続き支援を行います。

知識と能力の積極的な活用

京都の魅力を世界へ広める際に、留学生の力を活用することや、留学生を市内の小中学校に派遣し、母国の文化や生活、遊びなどを紹介する国際理解プログラム「PICNIK」(Program for Inter-Cultural Nexus in Kyoto)の活動を広げることをはじめ、留学生や就学生等の知識や能力が発揮できる機会を拡大します。

また、大学卒業後、日本での就職を希望する留学生や研究者の就職の機会を広げるため、就職支援を充実させます。

留学生等が帰国後、母国と京都を結ぶ架け橋となるよう、留学生等のネットワークづくりを推進します。

* 就学生等：日本の大学への進学等を目的に、日本語学校等で学ぶ学生。その多くが「就学」という在留資格で日本に滞在している（「留学」という在留資格を持っている場合もある）。

* 京都地域留学生住宅保証機構：市内大学や京都府等と連携して、京都地域留学生住宅保証機構を構成し、留学生が賃貸住宅を借りる際に連帯保証を行っている。

(3) 多文化共生の地域づくり

ア 社会参画の促進

京都に暮らす外国籍市民の中には、自らの文化や言語の紹介やボランティア活動など、地域での様々な活動に参加する意欲を持った人が多くいます。また、日本人の市民も異なる文化や言語に触れることで、より広い視野と豊かな国際感覚を身に付けることができます。こうしたことから、外国籍市民も日本人の市民も、共に京都でより生き生きと生活できるよう、外国籍市民の意欲と能力が生かされる仕組みを作っていくことが重要です。

また、外国人が暮らしやすく、活躍するまちづくりを進めるためには、市政に外国籍市民の声を取り入れ、反映させていくことが重要であり、今後市政参加を一層進めていく必要があります。

【推進項目】

外国籍市民が活躍できる機会の提供

長年日本に居住している外国籍市民の知識と経験を生かすため、外国人支援に係る相談員や通訳者としての積極的な登用を図ります。

外国籍市民の社会参加を促進するとともに、市民が外国の文化や言語に触れ合う機会を提供するため、母国の文化や言語を紹介する外国籍市民を登録し、市内の学校や民間団体の会合、イベント等に派遣する「多文化共生大使（仮称）」を創設します。

留学生を含めた外国籍市民が、自己の知識と能力を生かして仕事をする事ができるよう、就職に関する情報提供をはじめとする就職支援を行います。

地域での交流機会の促進

外国籍市民と地域社会との結びつきが一層深められるよう、交流を促進するイベントに対する支援やイベント情報の外国籍市民への周知の徹底など、交流機会の拡大を図ります。

市政参加の一層の促進

京都市外国籍市民施策懇話会*が創設から10年を経過することを踏まえ、これまでの活動を総括し、今後のあり方について検討します。

より多くの外国籍市民の声が市政に反映されるよう、審議会等の委員に外国籍市民が就任できることの周知に努めるとともに、審議会等委員の募集情報についても、外国籍市民が入手しやすくなるよう情報提供に努めます。

永住資格を持つ外国籍市民が、京都市職員採用試験を受験できることや、管理職への登用が可能であること*への認識が広がるよう、より積極的に広報します。また、外国籍市民が公務員として従事することが可能な職の範囲については、引き続き検討を行います。

外国籍市民の地方参政権については、国会において議論が行われているところですが、今後、京都市として国に対して在住外国人への地方参政権の付与を要望することについて検討します。



京都市外国籍市民施策懇話会

*京都市外国籍市民施策懇話会：京都市国際化推進大綱に基づき、京都市における外国籍市民の市政への参加を推進し、共に生きる社会を構築するため、外国籍市民に関する諸問題について調査・審議し、京都市が取り組むべき課題等について意見を求める機関として、「京都市外国籍市民施策懇話会」を設置している。

*京都市職員に関する国籍要件について：消防職を除く全職種について、公権力を行使する業務を行う職（市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務を行う職等）や公の意思の形成への参画に携わる職（ラインの課長級以上の職等）に就くことはできないという任用制限を付したうえで、永住者及び特別永住者の国籍要件を撤廃している。

イ 多文化を尊重する意識啓発・人づくり

外国籍市民の人権が尊重され、暮らしやすく、活躍できるまちづくりを進めるためには、外国籍市民を受け入れる市民の側が多文化を尊重する意識を持つことが重要です。そのためには、外国籍市民との交流機会を増やしていくことや、市民に対して意識啓発を行うことが必要です。また、学校をはじめとする教育機関においても、こうした多様な文化を尊重する意識を高める教育を行うことが重要です。

さらに、多文化共生の地域づくりを進めていくためには、市民の中に多文化共生を推進する核となる役割を果たす人材を育成していくことが必要です。

【推進項目】

あらゆる分野での差別の撤廃

公正な採用選考や誰もが働きやすい職場づくりを推進し、民族や国籍による差別をなくすために、民間企業の人事・研修担当者等に対する人権研修の実施や啓発冊子の作成・配布等を継続して行います。

住宅入居差別の解消に向け、引き続き家主や不動産会社への積極的な啓発を行います。

多文化を尊重する市民意識の醸成

市民の多文化共生に対する意識を把握したうえで、外国籍市民に対する理解を深めるとともに、多様な文化を貴重なものとして尊重する意識を醸成するため、セミナーや交流イベント等を開催します。

外国籍市民の存在についての認識が深まるよう、広報誌への掲載や外国籍市民を講師に招いた講演など、外国籍市民の意見や抱える問題について周知する機会を拡充します。

また、民間団体が行う多文化共生の推進に資するセミナー等に対して、広報や活動場所の提供などの面での支援の充実を図ります。

学校における多文化共生を推進する教育の充実

多文化共生の重要性について、すべての児童・生徒に意識付けを図るため、学校における様々な教育活動の場の活用や、民族学級のあり方の検討などによって、学校において外国の文化や習慣等に触れる機会を拡充します。

学校における多文化共生の教育を推進するため、教員採用試験における国際貢献活動経験者(青年海外協力隊などの派遣実績を有する者)特別選考をはじめ、引き続き、外国語や外国文化に精通した教員や講師の採用に努めます。

民族や国籍の違いを尊重し、それらを理由とした差別や偏見を払拭するとともに、学校で本名(民族名)を名乗ることができる環境づくりを進めます。

児童・生徒の多文化共生の意識を高めるため、民族学校をはじめとする外国人学校と公立学校との交流を一層促進します。

多文化共生を推進する人材の育成

外国籍市民を支援するとともに、多文化共生の地域づくりを推進するため、外国籍市民と行政や学校、企業などをつなぎ、多文化共生を推進する人材を育成するための方策を検討します。



京都市国際交流会館オープンデー